

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案（閣法第四九号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の権限の市町村への移譲に関する事項

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行う。

二、地方公共団体に対する義務付けの見直しに関する事項

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。